

前回答申を踏まえた津波対策等の 進捗について

国土交通省 官庁営繕部
平成25年8月

1. 関連基準等の拡充

営繕関係基準類の見直しを行い、所要の改定等を行った。

- ・国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準
 - ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - ・官庁施設の基本的性能基準
- 他

2. 既存官庁施設への津波防災に係る調査等の実施

標準的な診断方法を、「官庁施設の津波防災診断指針(平成25年4月版)」として制定した。また、各省各庁へ指針を送付し、診断の実施を依頼した。

3. 関連基準等に基づく施設整備の推進

既存官庁施設の津波対策を計画的に実施しており、平成25年度予算においては、高知港湾合同庁舎他5箇所に配分した。

改修にあたっては、災害応急対策活動を行う各機関や、津波避難ビルの指定を行う地方公共団体等との所要の調整を行うことにより、施設運用管理上の対策と連携している。

4. 津波防災の視点を踏まえた意見書制度等の実施

「各省各庁営繕計画書に関する意見書」に、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する必要がある旨を意見として明記した。

庁舎等地域整備構想については、今年度、一部の地域において津波防災の視点を明確化した見直しを試行しているところ。

今後、警戒区域の指定やその後の津波防災診断結果を踏まえ、個別の営繕計画に対する意見に反映するとともに、庁舎等地域整備構想についても順次策定の予定。

5. 関係機関との情報共有の推進

防災カルテ等を作成し、それを活用することにより、地域の災害リスクや施設の防災機能等に係る情報を施設管理者に伝達する取組を行っている。

6. 地方公共団体等への情報提供等

国土交通省、都道府県、政令指定都市の営繕担当課長等で構成される全国営繕主管課長会議において、頂いた答申の内容、関連基準の改定、津波防災診断指針の概要について情報提供を行った。

また、各地域における保全連絡会議や営繕主務者会議等において、国家機関、地方公共団体、独立行政法人等への情報提供を行った。 (延べ406団体)

官庁営繕の基準類の改定について（津波関連）

| 基準名 | 位置付け | 改定/ 新規 | 概要 |
|---|---|-----------|--|
| <p>●国家機関の建築物及びその 附帯施設の位置、規模及び 構造に関する基準</p> <p>[平成6年12月15日建設省告示2379号] [最終改正 平成25年3月29日 国土交通省告示第309号]</p> | <p>「官公庁施設の建設等に関する法律」 (昭和26年法律第181号)第13条第 1項に基づき、国土交通省告示により 国土交通大臣がその基準を定める</p> | 改定 | <ul style="list-style-type: none"> ・対応すべき災害に津波が含まれることを明確化 ・官庁施設の事務及び事業に応じた位置、規模及び構造の選定が必要であることを明確化 |
| <p>●官庁施設の総合耐震・対津波 計画基準 (旧:官庁施設の総合耐震 計画基準)</p> <p>[改定 平成25年3月29日]</p> | <p>地震及び津波による災害時に、官庁 施設として必要な機能の確保を図るこ とを目的として制定 (官庁営繕関係技術基準類等統一基 準)</p> | 改定 | 別紙1 |
| <p>●官庁施設の基本的性能基準</p> <p>[改定 平成25年3月29日]</p> | <p>官庁施設の性能の水準並びに技術的 事項及び検証方法を定め、官庁施設 として有すべき性能を確保することを 目的として制定</p> | 改定 | 別紙2 |
| <p>●官庁施設の津波防災診断 指針(平成25年4月版)</p> <p>[平成25年3月29日]</p> | <p>「官庁施設の総合耐震・対津波計画 基準」にて実施することとされた津波 防災に係る診断について、標準的な 方法を指針として制定</p> | 新規 | 別紙3 |

●官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (旧：官庁施設の総合耐震計画基準)

(改定の概要)

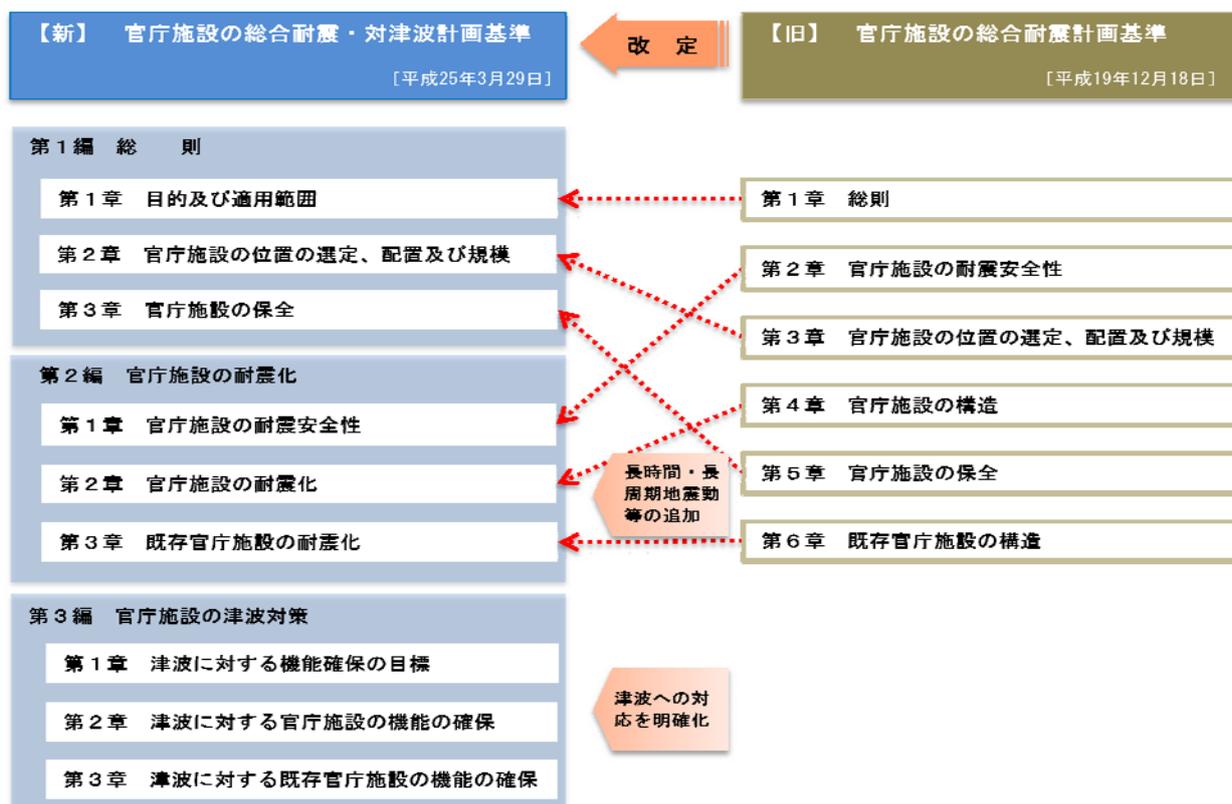
1. 津波対策の明確化

- 基準名称を「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」とし、あわせて構成を見直した。
- 位置の選定において、勘案すべき災害に津波が含まれることを明確にした。
- 津波に対して、施設運用管理上の対策と施設整備上の対策を一体的に講ずることにより、津波のレベルに応じた業務上の機能確保の目標を達成すべきことを追加した。

2. 長時間・長周期地震動対策等の地震対策の追加

- 高層建築物のうち固有周期の長い建築物等について、長時間・長周期地震動の影響等を確認することを追加した。
- 高層建築物のエレベーターについて、長時間・長周期地震動対策の影響等を考慮することを追加した。
- 避難の観点からも、家具、什器の固定に配慮することを明確にした。
- 災害応急対策活動に必要な屋外通路及び避難路についても、所要の機能を発揮するよう適切に設計することを追加した。

(改定後の構成)



●官庁施設の基本的性能基準

(改定の概要)

1. 対浸水に関する性能を見直した。
2. 対津波に関する性能を新たに追加した。

(改定後の構成)

(参考：対浸水性のイメージ)

●官庁施設の津波防災診断指針（平成 25 年 4 月版）

（指針の概要）

1. 適用範囲

津波による浸水が想定される区域（注1）に立地する全ての官庁施設

（注1）津波防災地域づくりに関する法律第53条の津波災害警戒区域に指定された区域を想定

2. 津波防災診断の全体構成

（1）調査

以下の内容について調査を実施

- 1) 地域の津波対策に関する内容（「基準水位」など）
- 2) 施設整備上の対策に関する内容（「各階床面の高さ」など）
- 3) 施設運用管理上の対策に関する内容（「避難計画の有無」など）

（2）個別判定

調査結果及び分析に基づき、14項目について個別判定を実施

（3）総合判定

官庁施設における3つの対津波機能目標（注2）の達成状況について、個別判定の結果に基づき、総合判定フローを用いて判定する。

（注2）官庁施設における3つの対津波機能目標

- (1) レベル2の津波とレベル1の津波のいずれのレベルの津波においても施設利用者の安全確保を最優先の目標とする。
- (2) レベル1の津波に対しては、津波の収束後に事務及び事業の早期再開が可能となることを目標とする。
- (3) レベル1の津波はもとよりレベル2の津波に対しても、津波発生時の災害応急対策活動が可能となることを目標とする。（※災害応急対策活動を行う機関に限る）

（診断手順）



